

(書式 3 - 3)

寄与分を定める合意書

合 意 書

被相続人〇〇〇〇（相続開始平成〇〇年〇〇月〇〇日）の相続人である〇〇〇〇  
〇を甲、〇〇〇〇を乙、〇〇〇〇を丙、〇〇〇〇を丁として、甲、乙、丙、丁は  
遺産分割をなす前提として、各自の寄与分に関し次のとおり合意する。

記

第1条 甲、乙、丙、丁は、被相続人〇〇〇〇（以下「被相続人」という）の相  
続財産が別紙遺産目録記載のものであり、かつ相続開始時の価額が総額〇〇  
〇〇円であることを確認する。

第2条 甲、乙、丙、丁は、甲が被相続人の事業を〇〇年間補佐し、労務を提供  
し続けてきたことに対する甲の寄与分を金〇〇〇〇円とすることを合意し  
た。

第3条 甲、乙、丙、丁は、乙が被相続人の死亡時まで〇年間同居し、介護を続  
けたことによる乙の寄与分を金〇〇〇〇円とすることを合意した。

第4条 甲、乙、丙、丁は、丙、丁が寄与分を請求しないことを確認する。

第5条 甲、乙、丙、丁は、本合意書に定める以外、寄与分に関する請求をなさ  
ないことを相互に確認する。

以上の合意成立の証として、本合意書4通を作成し、甲、乙、丙、丁それぞれ  
記名押印の上、各1通を所持する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

住 所

甲

住 所

乙



丁

# 遺 産 目 録

## 1 不 動 産

所 在

地 番

地 目

地 積

## 2 預貯金

(1) ○○銀行○○支店

普通預金

○○○○円



(2)

*Asahi Chuo*

## 3 有価証券

(1) ○○株式会社

普通株式

○○○○株

## 解説

### (前文)

寄与分とは、民法第904条の2で規定されているとおり、被相続人の事業に対し労務を提供したり、療養看護等をして被相続財産の維持、増加をさせた者に、相続財産よりそれぞれの額を相続人の協議で先に認めるものである。この分を差し引いた残りで遺産分割とする。

### (第1条)

寄与分は相続財産が前提となるため、その範囲、額を特定することが寄与分控除後の相続財産を明確にしておく意味で必要である。

### (第2条乃至第4条)

各寄与分の価格の確定、及び寄与分を請求しないものの確定が必要である。

尚、寄与分額を含めたトータル的な形での遺産分割一本でも可能であるが、寄与分部分は相続財産とは評価されず相続税の課税対象から外せることから、面倒でも寄与分の額を本件のように先に明確化し、その上で分割協議書を作成した方がベターと思われる。

### (印紙)

本件の文書には、印紙は不要である。